

# 運 営 規 程

指定特定施設入居者生活介護事業

および

指定介護予防特定施設入居者生活介護事業

社会福祉法人 藤島会

ケアハウス 藤島園

## 第 1 章

## 総則

### (趣 旨)

#### 第1条

この運営管理規程(以下「規程」という)は、社会福祉法人藤島会(以下「事業者」という)が設置経営するケアハウス(軽費老人ホーム)「ケアハウス 藤島園」(以下「施設」という)の指定特定施設入居者生活介護事業ならびに指定介護予防特定入居者生活介護事業の運営および管理について必要な事項を、法令その他定めるものを除き、定める。

### (定 義)

#### 第2条

この規程及び別途契約書等で使用する要支援者、要介護者、入居者、利用料は次のものをいう。

- (2) 要支援者とは、介護保険法に規定する要支援者をいう。
- (3) 要介護者とは、介護保険法に規定する要介護者をいう。
- (4) 入居者とは、当該ケアハウス入居者であつて且つ、上記の3者に該当するもので、別途、契約により施設から介護サービスを受け、施設の居室・共用部分を利用し、そこで生活するものをいう。
- (5) 利用料とは、要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)、および利用者の選定により提供される介護、その他日常生活の便宜に要する費用、およびオムツ代をいう。

### (事業者の名称および所在地)

#### 第3条

- (1) 名 称 社会福祉法人藤島会
- (2) 所 在 地 福井市高木中央3丁目1701
- (3) 電話番号 0776-52-1166

### (施設の名称および所在地)

- (1) 名 称 ケアハウス 藤島園
- (2) 所 在 地 福井市高木中央3丁目1701
- (3) 電話番号 0776-52-8200

## 第 2 章

## 特定施設入居者生活介護

### 第 1 節

### 基本方針

### (目 的)

#### 第4条

施設は、介護保険法の趣旨に従い、要介護状態にある入居者に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談、その他必要な援助を行うことを運営目的とする。

### (運営方針)

#### 第5条

入居者の意思および人格を尊重し、常に入居者の立場に立った特定施設サービス計画書に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話等の援助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

### (定員および居室数)

#### 第6条

施設定員は50名、居室数は50室とする。  
このうち、特定施設入居者生活介護事業の利用定員及び居室数は以下のとおりとする。ただし、以下の利用定員及び居室数は、施設において実施する介護予防特定入居者生活介護事業との合計利用定員及び居室数とする。

- (1) 入居定員 12名
- (2) 居 室 数 12室

## 第 2 節

## 職員の区分定数および勤務

(職員の区分定数)

第7条

施設には以下の職員を配置する。ただし、以下の職員配置数は施設において実施する介護予防特定施設入居者生活介護事業との合計利用定員数に対する配置とする。

(1) 管理者	1名	
(2) 介護職員	4名	
(3) 看護職員	1名	
(4) 計画作成担当者	1名	(生活相談員兼務)
(5) 機能訓練指導員	1名	
(6) 生活相談員	1名	
(7) 事務員	1名	(一般と兼務)

(職務の内容)

第8条

職務の主な内容は以下のとおりとする。ただし、職務の遂行にあつては互いに連絡を密にし協力するものとする。

- (1) 管理者は、施設の掌握する事務および業務を掌理し、職員を指揮監督し、全体の統括を行う。
- (2) 生活相談員は、入居者およびその家族からの相談に応じ、必要な助言と援助を行う。
- (3) 介護職員は、特定施設サービス計画書に基づく入居者の入浴、排泄、食事等の介助を行い、自立支援と日常生活に必要な援助を行う。
- (4) 看護師は、医師の指示に従い適切な処置を行うとともに、入居者の健康状態を把握し必要な援助を行う。
- (5) 計画作成担当者は、入居者の身体状況および生活環境を勘案して、特定施設サービス計画を作成し、介護職員等との連携のもと生活全般にわたる相談援助を行う。
- (6) 機能訓練指導員は、入居者の状況に応じた、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行う。

(秘密保持)

第9条

職員は、職務上知り得た、入居者及びその家族、その他関係者に関する情報を正当な理由なく他に漏洩することまたは転用することをしてはならない。

- (2) 前項の規定は、職員であった者がその職を退いたあとも同様とする。

- (3) 前項の規定は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守する。

## 第 3 節

## 入居者に対する処遇

(指定特定施設入居者生活介護の取扱)

第10条

施設は、特定施設入居者介護のサービス提供に先立ち、あらかじめ入居者とその家族に対し重要事項を説明し同意を得る。

- (2) 施設は、特定施設入居者生活介護のサービス提供を求められた場合その者の被保険者証に記載された要介護認定の有無、有効期間等の資格要件を確認する。
- (3) 施設は、特定施設入居者生活介護の提供に際し、その者の被保険者証に認定審査会の意見等の記載がある場合、その趣旨および内容に沿ってサービス提供を行う。

(特定施設入居者生活介護の内容)

第11条

特定施設入居者生活介護の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 食事介助
  - ①入居者の身体状況および嗜好を考慮した食事の提供を行う。
  - ②入居者の自立支援のため、可能な限り食堂で食事をとることを原

則とするが、身体状況により適切な方法によって食事介助を行う。

- ③食事時間は、朝食：7：30～8：30 昼食：12：00～13：00  
夕食：17：30～18：30とする。

- (2) 排泄介助  
排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行う。排泄介助は1日6回または必要に応じ随時行う。
- (3) 入浴介助（清拭を含む）  
入浴は週2回介助浴を行う。ただし、心身の状況等により通常の介助浴ができない場合はシャワー浴または清拭、特殊浴槽を使用した介助浴を行う。
- (4) 機能訓練  
心身の状況に応じた日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (5) 健康管理  
健康管理に努める共に、緊急時には主治医または協力医療機関に連絡を行う。また通院する場合の送迎および付き添いは事情により配慮することとする。
- (6) その他日常生活上必要な援助  
心身状況に応じ、着替え、整容、行政手続きの代行等日常生活上の適切な援助を行う。

（身体拘束及び虐待防止）

#### 第12条

- (1) サービスの提供に際し、入居者及び他の入居者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。
- (2) サービスの提供に際し、入居者及び他の入居者等の生命又は身体を保護するためやむを得ず身体拘束を行う場合には、家族、施設長、生活相談員、特定介護主任、看護師が話し合い、その切迫性、非代替性、一時性等について十分検討し、事前に、本人または家族の同意を得るとともに、その態様、時間、その際の心身の状況およびその理由を記録する。  
「身体拘束廃止委員会」にて適正化のための対策継続する。
- (3) 高齢者虐待防止にむけた体制  
定期開催する「虐待の防止のための対策を検討」する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）での結果について職員に周知する。担当者を決め、虐待防止の指針の整備を行うとともに職員に対する研修を実施していく。  
虐待防止に関する担当者： 特定介護主任

（給食）

#### 第13条

- 給食は、食品の種類および調理方法について、入居者の年齢、身体的特性を勘案し、新鮮で変化にとんだ材料をもって調理し、栄養の確保に十分配慮して行う。
- (2) 調理は、あらかじめ作成された献立表によって行うとともに、検食を行いその可否を検討する。
  - (3) 病弱者に対する献立は、医師の指導を受けて作成し、その指示に従って軽食・粥食・きざみ食等、特別食の措置を講じる。
  - (4) 配膳および調理にあたっては、食品衛生法施行規則別表に掲げる事項に留意して行う。
  - (5) 食品の保存に当たっては、腐敗変質しないよう定期的な措置を講じる。
  - (6) 食器類の消毒は、毎食必ず行う。
  - (7) 3日前までに欠食する旨の連絡があった場合は、食事の提供は行わない。
  - (8) 食事のメニューは、毎週金曜日に翌週の1週間分を食堂に明示する。

(健康衛生管理・感染症予防)

第14条

新たな入居者については入居時に、入居中のものについては適時、寝具、被服等を検査し、その結果必要と認められた場合には、清潔な寝具、被服等を使用することとする。

- (2) 居室・寝具・被服等で伝染のおそれのあるウイルスに汚染または汚染疑いのあるものは、消毒したあとでなければ入居者の用に使用しない。
  - (3) 入居者が常時使用する部屋は、常に清潔に保たれるよう随時清掃を行う。
  - (4) 入浴は週2回行い、整髪は必要に応じて行う。
  - (5) 給食・調理業務に従事する者は、毎月検便を行う。
  - (6) 食中毒および感染症の発生を防止するため、必要に応じて所轄保健所の助言を求めるとともに、常に適切な処置がとれるよう綿密な関係を保つこととする。
  - (7) 感染症のBCP(業務継続計画)を関係者で共有し、平時から内容に関する研修内容に基づき訓練実施する。また感染症または食中毒の発生防止及びまん延防止のための指針を整備するとともに年間4回程度開催する予防委員会の結果について職員に周知していく。
- 感染症または食中毒防止及びまん延の防止のための研修を年2回以上実施し実施内容について記録するとともに訓練も実施していく。

(事故防止と緊急時の対応)

第15条

- (1) ナースコールまたは口頭により入居者から緊急連絡を受けたときは、主治医または協力医療機関に連絡し、適切な対応を行う。また、夜間においても夜勤職員を配置し対応を行う。
- (2) 事故防止のための指針を策定するとともに、発生した場合には改善に向けての方策を職員に周知する。家族や官公庁に連絡して必要措置取る。
- (3) 毎月開催する事故対策委員会にて情報共有や対策を確認し、職員に向けて周知するとともに定例的に研修を実施する。

(生活指導)

第16条

管理者は常に高潔な人格を保持し、入居者が安心して生活できるよう、プライバシーに配慮し、次の事項の遵守に努める。

- (1) 入居者または家族から処遇または一身上の相談を受けるときは、他に漏れないようにする。
- (2) 新たな入居者については入居時に、入居中のものについては適時、心身の状況、性行、生活態度その他生活指導に必要な身上に関する情報収集を行うこと。
- (3) 寝具、衣類、所持品等の衛生、整理整頓を行うこと。
- (4) 入居者の教養娯楽に供するため、必要に応じて設備を充実すること。

(医療)

第17条

施設は協力医療機関かさまつファミリークリニック、医療法人安川病院および協力歯科医療機関矢部歯科医院と連携を密にし、入居者の健康管理を行い、緊急に際しても適切な措置を講じる。

- (1) 協力医療機関の名称等

名称	かさまつファミリークリニック
所在地	福井市高木中央3丁目801
診療科	内科

電 話	0776-88-0088
名 称	医療法人 安川病院
所在地	福井市大和田2丁目108
診療科	内科、外科、神経内科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科
電 話	0776-52-2800
(2) 協力歯科医療機関の名称等	
名 称	矢部歯科医院
所在地	福井市高木中央2-3508
診療科	歯科、矯正歯科
電 話	0776-53-2371

(苦情処理)

第18条

施設は、施設利用に関する入居者からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置し、適切に対応する。

- (1) 苦情窓口は事務所とし、担当者は生活相談員とする。
- (2) 受付時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後6時とする。
- (3) 緊急性が高いと判断される苦情にあたっては上記(2)の受付時間にかかわらず受付を行う。

第 4 節 入居者の留意事項

(入居者の心得)

第19条

入居者は、円滑な施設生活のため、次の事項の遵守に努める。

- (1) 管理者または職員が法令およびこの規程に基づいて指導する事項。
- (2) 医師または看護師が医療上または保健衛生上もしくは健康管理上必要と判断した指示事項。
- (3) 暴力、暴言、泥酔等他の入居者に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 衛生・風紀・その他施設の管理上支障のあるものを施設に持ち込まないこと。
- (5) 火災・盗難・伝染病の予防に努めること。
- (6) 施設の物品および設備機器・備品を故意に滅失、破損したり形状を無断で変更しないこと。
- (7) その他管理者が施設の管理上支障があると認める事項。

(外 泊)

第20条

入居者は、緊急連絡等の施設運営上の理由のため、外泊する際には必ず事前に宿泊先、出発日、帰宅日等を管理者に届け出なければならない。

(部外者の利用)

第21条

入居者と面会しようとする者は、防犯、防災等、施設運営上の理由のため、入居者との関係を施設長に届け出て、承認を得なければならない。

- (2) 面会者は、入居者と同様に、第19条に定める事項の遵守に努めなければならない。
- (3) 管理者は、面会者が上記(2)に定める事項に違反した場合、施設管理運営上、必要な措置を講じることができる。
- (4) 面会者の食事は原則として準備しない。
- (5) 面会時間は原則として、午前8時から午後8時とする。

(喫 煙)

第22条

敷地内全面禁煙です。必ず守ってください。

(現金および貴重品の管理)

第23条

施設は、入居者の現金、預貯金および貴金属等の貴重品管理を行わない。

(政治および宗教活動の禁止)

第24条 入居者は、当該事業所の常勤・非常勤職員及び他の入居者に対し、特定の政治または宗教的意図をもった活動行為を行ってはならない。

(小動物の飼育)

第25条 入居者は、施設の許可を受けた場合において、熱帯魚・金魚のみ飼育することができる。

(原状復帰)

第26条 入居者が、次の事項の1に該当する行為を行った場合は、自己の費用により原状に復すものとする。ただし、入居者の責に基づかない場合はこの限りではない。

(1) 居室に付属する什器・備品等を、汚損、破損、滅失その他原状を変更した場合。

(2) 建物及び施設設備又はこれに付属する什器・備品等を、汚損、破損滅失その他原状を変更した場合。

## 第 5 節 災害対策

(災 害)

第27条 管理者は、災害対策について入居者の身体的・精神的特性に鑑み、特に人命の尊重を最重点に災害の未然防止に努める。

B C P策定のうえ、平常時の必要な研修や訓練についても実施する。  
他の施設や地域住民との対策連携も続けていく。

(火気取締責任者)

第28条 管理者は、職員に各部屋（倉庫を含む）に火気取締責任者を配置し、入居者の安全に努める。

(2) 火気取締責任者は、火災の未然防止のため常に部屋を点検し、出火の恐れのないことを確認する。

(設備の点検)

第29条 管理者は、消防設備、エレベーター等の点検を法の定める基準・方法により実施し、入居者および職員の安全を図る。

(避難訓練)

第30条 管理者は、災害に備え自衛防衛隊を編成する。

(2) 避難訓練は、年2回以上行う。

また入居者および職員は正当な事由なくこれを拒むことはできない。

(3) 管理者および職員は、常に非難経路・非難口等の維持管理に努める。

(非常災害の措置)

第31条 災害により入居者に事故が生じた場合は、理事長および当該関係機関に連絡し、適切な措置を講じる。

避難経路及び地域住民や協力機関との連携を確認し、年2回以上、避難訓練その他必要な訓練を行なう。

令和3年12月に地元「茶畔東自治会」との間に災害時相互協力協定を締結済

(事故の未然防止)

第32条 (1) 非常災害の発生の恐れがあるときは、施設内の巡視を厳重にし、全職員が災害の未然発生に努める。

(2) 災害の防止については、関係機関との連絡を密にし、その指導に従い機器の点検および整備を行い管理を厳重にし事故の未然防止に努める。

## 第 6 節 契約及び契約解除

(契 約)

### 第33条

契約対象者は、当該ケアハウス利用者であって、且つ介護保険法にいう要介護者であって、当該事業所における特定施設入所者生活介護のサービス提供を希望しているものとする。

- (2) 契約に際しては、身元引受人を2名以上置く(連帯保証人を兼ねる)
- (3) 管理者は、契約締結に際し、入居者および身元引受人(連帯保証人)に対して、別に定める契約書および重要事項の内容について説明し、提供サービスについての理解及び同意を得るよう努める。

また、入居者等への説明・同意が必要な文書等については、署名・押印がなくとも電子機器等を使用しての送付および同意を可能とする。

「身元保証人の責務は次のとおり」

- ・入居者が、利用料その他の費用を支払わなかった場合の費用の負担や入居者が退去した時の身柄引受。
- ・入居者が死亡した場合の遺体又は遺骨の引受け、遺留品の処理、その他必要な措置。
- ・身元保証人(連帯保証人)の負担は、極度額100万円を限度とする。
- ・また身元保証人(連帯保証人)から請求があったときは入居者等の支払状況や滞納額、損害賠償の額等の入居者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとする。

- (4) 管理者は、利用申込があった日から10日以内に利用可否の通知を行う。

- (5) 契約締結に際しては、次に定めるものを必要書類とする。

- ①利用申込書
- ②収入申告書
- ③所得証明書
- ④健康診断書
- ⑤住民票の写し
- ⑥必要経費を証明する証拠書類(所得税・住民税・医療費等)

(入居者の契約解除)

### 第34条

入居者は次の各号の1に該当するときは、契約を解除できるものとする。

- (1) 自己都合により契約を解除する旨を、退去前30日前までに管理者に届け出た場合。
- (2) 介護認定の更新に際し、介護度の変更に伴うサービス利用料の変更に同意できない場合。
- (3) 入院または他施設への入居が決定した場合で、速やかに退去の意思表示をした場合。
- (4) 他の入居者の故意または過失により身体、財物、信用等を傷つけまたは著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事実が認められるとき。

(施設の契約解除)

### 第35条

事業者または管理者は、次の各号の1に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 入居者が死亡したとき。
- (2) 介護認定の更新に際し、介護度の変更に伴うサービス利用料の変更に同意できない場合。
- (3) 利用料の支払いが2ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらずこれが20日以内に支払われないとき。
- (4) 入居者が建物・設備・器具什器等を故意に滅失または損傷したとき。
- (5) 入居者が他の入居者の身体、財物、信用等に傷つけたとき。
- (6) 入居者が利用に際し、心身の状況および病歴等について不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい事由を生じさせた場合。
- (7) 法令およびこの規程に基づく指導または指示に従わず、施設の秩序

- や風紀を乱したとき。
- (8) 入居者が介護認定更新において、自立と確認された場合。
  - (9) 入居者が入院、外泊等でその期間が3か月になったとき。
  - (10) 入居者が意思表示をせず退去し、その事実を確認した翌日から起算して30日を経過したとき。
  - (11) 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対する介護サービスの提供が不可能になった場合。
  - (12) 事業者が、特定施設入居者生活介護の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
  - (13) 事業者が解散、破産、または施設を閉鎖した場合。

## 第 7 節 帳簿の整備

(帳簿の種類)

第36条

施設は、別に定めがある場合を除き、次に掲げる帳簿を備える。

- (1) 管理に関する帳簿。
  - ①職員の出勤、勤務に関するもの(出勤簿等)
  - ②施設の経営、運営に関するもの(諸規程、契約書等)
  - ③関係機関に対する報告書等に関するもの(文書、雑誌綴等)
  - ④その他管理者が必要と認めたもの
- (2) 入居者に関する帳簿
  - ①入居・退居に関するもの(入居者台帳等)
  - ②処遇に関するもの(ケアプラン等)
  - ③給食に関するもの(献立表綴等)
  - ④健康管理に関するもの(健康診断書等)
  - ⑤その他管理者が必要と認めたもの
- (3) 会計に関する帳簿
  - ①予算、決算に関するもの(収支予算書、収支決算書)
  - ②金銭の収入、支出に関するもの(小口現金出納帳等)
  - ③資産に関するもの(固定資産台帳等)
  - ④証拠書類に関するもの(請求書綴、振込一覧表等)
  - ⑤債権、債務に関するもの
  - ⑥その他管理者が必要と認めたもの

(帳簿の保管期間)

第37条

帳簿の保管期間は、別に定めがある場合を除き、5年間とする。

## 第 8 節 報告事項

(重要報告)

第38条

- 職員は、施設内に発生した特異または重大な事件を発見もしくは通報を受けたときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (2) 管理者は、前項の報告を受けたときはその内容を検討し、必要と認めたときは理事長に報告しなければならない。

## 第 9 節 利用料および経費

(法定代理受領サービス)

第39条

施設は、入居者が施設に支払うべき介護サービスに要した費用について入居者が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において入居者に代わって市町村より支払いを受ける(以下「法定代理受領サービス」という)。

(利用料)

第40条

- 特定施設入居者生活介護サービスの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該特定施設入居者生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定める基準による額の「介護保険負担割合証に記載の割合」に記載のとおりとする。
- (2) 施設は、第1項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる支払

を入居者から利用料として受けることができるものとする。

①洗濯代

イ、施設の洗濯機を利用して入居者が洗濯を行う場合  
コインランドリー1回 200円

ロ、入居者が施設に洗濯を依頼した場合（水洗い可能なもの）  
月 額： 4, 5 0 0 円

ハ、特殊洗濯物（ドライクリーニング等）  
実 費

②オムツ代

入居者個人が使用した紙オムツ代

③布団類リース代

施設に依頼される場合 月額： 3, 0 0 0 円

④外出、レクリエーション代

入居者個人が参加したレクリエーションに係る費用

⑤現金取扱手数料

請求代金が現金払いの場合に係る事務費 1請求あたり200円(税別)

⑥立替金手数料

医療費、薬、消耗品等の買物など各種立替に係る手数料 月額1000円(税別)

⑦おやつ・飲み物代

日額： 1 0 0 円

(償還払い)

第41条

入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、入居者はサービス利用料金の金額を施設にいったん支払い、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻しを受けるものとする（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとする。

(2) 償還払いとなる場合には、「サービス提供証明書」を交付する。

(利用料金等)

第42条

初期費用として入居時に敷金として10万円を預かり、入居後の保証金として退去時に未払金、退去に伴う原状回復費用等を控除した残金を返還するものとします。入居者は、利用料を月単位で当月分を翌月20日に、原則として口座振替で支払うものとする。この場合の振替手数料は入居者の負担とする。

第 3 章

介護予防特定入居者生活介護

第 1 節

基本方針

(目 的)

第43条

施設は、介護保険法の趣旨に従い、要支援状態にある入居者に対し、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談、その他必要な援助を行うことを運営目的とする。

(運営方針)

第44条

入居者の意思および人格を尊重し、常に入居者の立場に立った介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話等の援助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

(定員および居室数)

第45条

(1) 入居定員、居室数は下記のとおりとする。

①入居定員 12名

②居 室 数 12室

(2) 介護予防特定施設入居者生活介護事業の利用定員および居室数は、施設において実施する特定施設入居者生活介護事業との合計利用定員

及び居室数とする。

## 第 2 節

## 職員の区分定数および職務

(職員の区分定数)  
第46条

- (1) 施設には下記の職員数を配置する。
- |          |    |           |
|----------|----|-----------|
| ①管理者     | 1名 |           |
| ②介護職員    | 4名 |           |
| ③看護職員    | 1名 |           |
| ④計画作成担当者 | 1名 | (生活相談員兼務) |
| ⑤機能訓練指導員 | 1名 |           |
| ⑥生活相談員   | 1名 |           |
| ⑦事務員     | 1名 | (一般と兼務)   |
- (2) 職員配置は施設において実施する特定施設入居者生活介護との合計利用定員数に対する配置とする。

(職務の内容)  
第47条

職務の内容は第8条の規定を介護予防特定入居者生活介護の事業について準用する。ただし、第3項、第5項中「特定施設サービス計画書」とあるのは、「介護予防特定施設サービス計画書」と読み替えるものとする。

(秘密保持)  
第48条

秘密保持は第9条の規定を介護予防特定入居者生活介護の事業について準用する。

## 第 3 節

## 入居者に対する処遇

(準用)  
第49条

入居者に対する処遇についての規定は第10条から第18条までの規定を介護予防特定入居者生活介護の事業について準用する。ただし、第10条第11条中「特定施設入居者生活介護」とあるのは、「介護予防特定施設入居者生活介護」と読み替えるものとする。

## 第 4 節

## 入居者の留意事項

(準用)  
第50条

入居者の留意事項についての規定は第19条から第26条までの規定を介護予防特定入居者生活介護の事業について準用する。

## 第 5 節

## 災害対策

(準用)  
第51条

災害対策についての規定は第27条から第32条までの規定を介護予防特定入居者生活介護の事業について準用する。

## 第 6 節

## 契約及び契約解除

(準用)  
第52条

介護予防特定施設入居者生活介護の契約は特定施設入居者生活介護同一の契約書によることとする。

(準用)  
第53条

前条を除く契約及び契約解除についての規定は第33条から第35条までの規定を介護予防特定入居者生活介護の事業について準用する。

## 第 7 節

## 帳簿の整備

(準用)  
第54条

帳簿の整備についての規定は第36条、第37条の規定を介護予防特定

入居者生活介護の事業について準用する。

第 8 節 報告事項

(準用)  
第55条 報告事項についての規定は第38条の規定を介護予防特定入居者生活介護の事業について準用する。

第 9 節 利用料および経費

(準用)  
第56条 利用料および経費についての規定は第39条から第42条までの規定を介護予防特定入居者生活介護の事業について準用する。ただし、第40条中「特定施設入居者生活介護」とあるのは、「介護予防特定施設入居者生活介護」と読み替えるものとする。

第 4 章 雑 則

(教育および研修)  
第57条 職員は、人格を陶冶し、知識を高め技術を練磨するため、社会福祉および職務に関する教育、訓練等の内部または外部研修を受講することができる。

(その他)  
第58条 施設の運営管理については、この規定に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附則

この規程は平成18年12月21日から施行する。

改定日	令和2年7月1日
改定日	令和3年4月1日
改定日	令和3年5月1日
改定日	令和4年4月1日
改定日	令和4年9月1日
改定日	令和5年4月1日
改定日	令和6年7月1日